

締約国に関する情報 LS	レソト 一般情報	附属書 B1 LS
国内官庁の名称	Registrar General's Office (Lesotho) (登録長官庁 (レソト))	
所在地	Maseru, Lesotho	
郵便のあて名	Law Office, P.O.Box 33, Maseru 100, Lesotho	
電話番号	(266) 22 31 28 56, 22 31 12 51	
電子メール	registrar.general@gov.ls	
インターネット	なし	
ファクシミリ装置	(266) 31 04 02, 31 10 92	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	用意なし	
レソトの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	ARIPO事務局, WIPO国際事務局 又は登録長官庁 (レソト) 国内官庁に問合せされたい	
レソトが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: 登録長官庁 (レソト) (国内段階参照) ARIPO保護: ARIPO事務局 (国内段階参照)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許, 実用新案 ARIPO: 特許, 実用新案 (実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に追加して求めることができる)	

[次頁に続く]

<sup>1</sup> WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である: <https://www.wipo.int/en/web/das>

LS	レソト (続き)	LS
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するレソトの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
レソトが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
レソトが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は命令の受領の日から2か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的財産機関 (AP) を参照		